

答申保第19号  
平成23年4月28日  
(諮問保第23号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報訂正請求について、不訂正とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成20年10月20日付けで、「平成20年7月25日付け介保第119号保有個人情報不開示決定通知書において不開示とした保有個人情報」の訂正請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年11月11日付け介保第275号で保有個人情報不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年11月25日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「訂正請求権の権利まで行使させないとするをもつて不訂正とすることはできない。よって訂正しない理由を取り消し、訂正するとの決定を求める」というものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 別の不訂正決定通知書には、不開示決定であるが条例の90日を経過しているとし、保有個人情報の不訂正決定を行っている。

イ 保有個人情報開示請求に基づく訂正請求であり、県の回答としては例えば「開示決定がある時に限り訂正請求を受理する」とななければならない。

本件訂正請求は、たとえ開示決定されたとしても開示せず、その本件訂正請求権を行使させないということであり、違法・不当である。

ウ 条例は第13条で「開示することにより…」となっており、開示される公文書に開示・不開示情報があるというものである。県は開示請求者の開示請求内容に対応し、開示・不開示を決定している。開示される公文書でなく、開示請求内容に基づき不開示としているものであり、開示請求内容が開示されているものとみなし、訂

正請求を行うこととなる。

エ 県は「開示することにより」という条例に逸脱している。条例に則って不開示理由を説明することは、違法・不当である。

オ 介護保険受付票が存在しないものや、受付票の苦情・相談に加除があり、実地指導においても、監査においても「保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき」に明らかに該当する。

カ 苦情・相談の消去・隠滅からは事務又は事業の執行の正否を調べることはできず、既に必然的に調査も恣意的調査であれば、まさに「内容が事実でない」に該当し、不開示であってもその内容には個人情報の内容が事実でないことは明らかである。

よって、開示請求内容に対応し開示・不開示を決定していることと結合し、違法・不当であるため、訂正請求を行使する。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 対象保有個人情報について

本件訂正請求対象保有個人情報は概ね別紙のとおりであり、実施機関が平成20年7月25日付けで行った、対象保有個人情報不存在又は請求内容に係る対象保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定により不開示としたものに対し、なされたものである。

#### (2) 不訂正決定の理由

##### ア 訂正請求書に記載された内容について

保有個人情報訂正請求書の「訂正請求の箇所、内容等」欄には、「開示請求（1）～（10）の不開示とする全て」と記載されている。

##### イ 不訂正とした理由

条例第26条第1項において、「何人も、自己を本人とする次に掲げる保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。(1)開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報(2)開示決定に係る保有個人情報であって、第24条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの」と規定されており、保有個人情報の訂正を請求するには、同条第1項第1号及び第2号の開示を受けていることが前提となっている。

訂正請求のあった保有個人情報については、いずれも不開示決定としており、当該

訂正請求は、条例第26条第1項第1号及び第2号に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に関する訂正請求ではないため、不訂正の決定を行ったものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

| 年 月 日       | 審 査 の 経 過                                       |
|-------------|---|
| 平成20年12月22日 | 諮問を受けた。   |
| 平成21年3月2日   | 実施機関から処分理由説明書を受理した。                             |
| 3日11日       | 異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。                    |
| 3月30日       | 異議申立人から意見書を受理した。                                |
| 平成22年10月4日  | 諮問の審議を行った。                                      |
| 10月29日      | 諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)<br>(異議申立人から意見を聴取) |
| 11月24日      | 諮問の審議を行った。                                      |
| 平成23年1月12日  | 委員による実地調査を行った。                                  |
| 1月24日       | 諮問の審議を行った。                                      |
| 3月28日       | 諮問の審議を行った。                                      |

##### (2) 審査会の判断

###### ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成20年7月25日付けで保有個人情報不開示決定処分を行った異議申立人に係る保有個人情報についてなされたものである。

異議申立人の異議申立書及び意見書によると、不開示であっても、個人情報の内容が事実でないことは明らかで、訂正請求権を行使させないことは違法、不当であるというものであり、これに対して実施機関は、当該訂正請求は、条例第26条第1項第1号及び第2号に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に関する訂正請求ではないため、不訂正の決定を行ったと説明している。

異議申立人は、実施機関が訂正しない理由を取り消し、訂正するとの決定を求めていることから、本件訂正請求について、条例の訂正請求ができる保有個人情報に該当するかについて、検討する。

###### イ 訂正請求対象情報（条例第26条第1項）該当性について

条例第26条第1項において、訂正請求の対象となる保有個人情報は同項第1号及び第2号に掲げるものであり、これらの規定では条例又は他の法令等により開示された保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

本件訂正請求のあった保有個人情報については、開示決定に基づき開示を受けたものではないことは明らかであることから、条例第26条第1項に規定する訂正請求の対象となるものではない。

したがって、本件対象保有個人情報訂正請求については、条例第26条の訂正を請求することができる保有個人情報に該当するとは認められない。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 本件訂正請求対象保有個人情報

- (1)① 特定日に開示請求者に対応し、苦情・相談を聴取した特定職員が苦情・相談内容を記録・記入した、メモ・ノート等における開示請求者自身の個人情報
- (1)② 開示請求者の苦情・相談を実地調査において特定介護事業所の証言者等の聴取内容を記録・記入したメモ、ノート等における、開示請求者自身の個人情報
- (2)① 特定日における特定行為の苦情・相談、特定職員に対する苦情そのものを記録・記入したメモ、ノート等における開示請求者の個人情報
- (2)② 監査結果を出すまでの、実地調査等により特定介護事業所の特定行為における聴取内容を記録したメモ、ノート等における、開示請求者自身の個人情報
- (3) 特定月に、開示請求者に特定職員が電話で特定行為の事実について確認しながら詳細に説明した際に存在するメモ、ノート等に記入・記録した開示請求者の個人情報
- (4) 特定日付の特定介護事業所の報告書を基に、当該事業所から聴取した内容を記入・記録し、又は、報告書から特定職員の恣意的判断により「訪問拒否をしている」と断定している、当該職員のメモ、ノートにある開示請求者の個人情報
- (5) 特定介護事業所の特定月以降の監査において、開示請求者の個人情報を「不作為」の監査の目的の為に利用することを開示請求者が同意したとする公文書・特定職員のノート又は開示請求者の同意書たる個人情報
- (6) 特定日の新しい証拠による苦情・相談を特定日付報告書にさしかえるという事前の同意をしたと証明する開示請求者の同意書、特定職員のメモ・ノート等に存在する開示請求者の確認書・確認メモの個人情報
- (7) 特定日の苦情・相談における開示請求者自身所有した個人情報及び開示請求者自身のみの個人情報を介護保険法の改正以前に遡及させてもいかと事前に通知あるいは同意した同意書・特定職員のメモ・ノート等に存在する開示請求者の確認書・確認メモの個人情報
- (8) 特定日の実地調査の苦情・相談たる開示請求者自身所有した個人情報及び開示請求者自身のみの個人情報を監査の結果内容と差し替えてもいいとする開示請求者の同意したる個人情報。また、特定日の監査の結果を、既に結果を出している実地調査と差し替えてもいいとする開示請求者の同意したる個人情報
- (9) 特定日の実地検査の実施日を特定職員が確認し、その事実を確認し、開示請求者に間接的に通知した際のその確認したメモ・ノートに存在する開示請求者が「訪問拒否をしている」個人情報及びそれに付随する開示請求者の個人情報
- (10) 特定日の特定行為の間違った特定介護事業所の介護保険課への報告に対し、それでもなお、実地調査の結果と差し替え、開示請求者に責任があるとしてもいいとする開示請求者の同意したる個人情報